

「消えた年金」問題被害者への速やかな補償を求める意見書

公的年金は、国民の高齢期等における生活を支える重要な制度である。ところが、年金保険料の納付記録の管理が余りにもずさんであったという実態が明らかになった。そして、これが原因で保険料を納めたのに年金が受け取れない、あるいは本来の受給額より少ない額しか受け取っていないという被害者の方々が大量にいることも分かってきた。社会保険庁は、これまでも数々の不祥事によって、国民の信頼を裏切ってきたが、今回の問題によって国民の年金不信は一層高まっている。

政府・与党は、「年金時効特例法案」と、コンピューター内の5,000万件の納付記録（いわゆる「宙に浮いた年金記録」）の突合という対策を打ち出した。しかし、「時効の撤廃」によって補償されるのは、「納付記録の訂正」が行われた場合に限りされており、保険料を納めたのに「記録がない」と言われているような、そもそも「記録の訂正」ができない方は、早急な対策をとらなければならない。また、「宙に浮いた年金記録」の突合は、コンピューターへの入力漏れを是正しなければ、被害者の補償につながらない。

よって、本市議会は、政府に対し、国民がこれまで納付した保険料に見合った年金をしっかりと受給できるよう、下記の事項を含む政策の実施を強く要望する。

記

- 1 すべての加入者に納付履歴を送付して緊急チェックをしてもらうとともに、御本人と結びついていない納付履歴についても、工夫して情報を提供して注意を呼びかけることによって、速やかに納付記録を是正・統合すること。
- 2 未納扱いになっている方の納付記録を復元するため、全国の社会保険事務所や市町村に散在している元台帳とコンピューターのデータとを照合して、コンピューターにすべての納付記録が正確に入力・管理されるように調査・訂正すること。
- 3 完全に納付記録が消失してしまった方については、国の過失を認め、加入者側の証言を最大限に尊重して状況証拠や何らかの手がかりがあれば早急に補償すること。
- 4 この調査等にかかる費用は年金積立金から拠出しないこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年6月27日

三鷹市議会議長 石 井 良 司